

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 会 長    | 6 番  | 中 山 雅 史 |
| 会長職務代理 | 2 番  | 菊 地 典 夫 |
| 委 員    | 1 番  | 萱 橋 敏 男 |
| 委 員    | 3 番  | 中 山 茂   |
| 委 員    | 4 番  | 中 山 一 徳 |
| 委 員    | 5 番  | 海老原 茂   |
| 委 員    | 7 番  | 仲 井 一 人 |
| 委 員    | 8 番  | 文 藏 雄 嗣 |
| 委 員    | 9 番  | 岡 野 幸 雄 |
| 委 員    | 10 番 | 榎 田 実   |

農業委員会事務局職員（3人）

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 千 葉 裕 康 |
| 事務局長補佐  | 大久保慎太郎  |

4 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について                               |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可について                                     |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について                            |
| 議案第4号 | 農地改良協議に対する同意について                                       |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）            |
| 議案第6号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）           |
| 議案第7号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について |

## 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和7年1月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

### 1. 議長（中山会長）

皆様、あらためまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

令和7年が皆様にとって良い年でありますように心からご祈念申し上げます。

また、つくばみらい市農業委員会が益々発展することを祈念したいと思います。

さて、我々農業委員の任期も残すところ3カ月となりました。残された期間、申請された案件に対しては引き続き厳正に審議してまいりたいと思いますし、農地利用最適化の取り組みも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いします。

### 1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

## 1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、4番中山一徳委員、5番海老原委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は10件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計3筆、[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計4筆、[ ]m<sup>2</sup>の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号10番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番岡野委員よりお願いします。

### 1. 岡野委員

1月7日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、海老原委員、榎田委員、私、事務局からは大久保事務局長補佐、飯山係長の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、[ ]の北側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約439アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、[ ]m<sup>2</sup>を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。

申請地は、[ ]の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約457アールを耕作しており、世帯員の常時従

事者は3名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、3筆、                    m<sup>2</sup>を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は6ページになります。

申請地は、                    の北東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約214アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、                    m<sup>2</sup>で、現在も譲受人が小作地として水稻の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号4番、5番、6番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は7、8ページになります。

申請地は、                    の      側、                    の      側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約98アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、3筆、                    m<sup>2</sup>を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号7番、地図は9ページになります。

申請地は、                    の      側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約133アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜、小麦を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、                    m<sup>2</sup>で、現在も譲受人が小作地として水稻の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号8番、地図は10ページになります。

申請地は、                    の      側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約140アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、                    m<sup>2</sup>を売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号9番、地図は11ページになります。

申請地は、                    の      側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約45アールを耕作しており、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、4筆、■■■■■㎡を売買により譲り受け、麦、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号10番、地図は12ページになります。

申請地は、■■■■■の■■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約118アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■■㎡で、現在も譲受人が小作地として水稻の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

以上のことから、受付番号1番から受付番号10番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 6 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 7 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 8 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 9 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号 10 番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。13ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は共同住宅建築のためとなっております。

申請地は、[ ]字[ ]番1、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]㎡でございます。

説明は以上です。

#### 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。10番榎田委員よりお願いします。

#### 1. 榎田委員

1月7日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で岡野委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は14ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[ ]」、「[ ]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[ ]㎡を利用し、共同住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、共同住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）



ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

#### 1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議 長 (中山会長)

続いて議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。15ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、  
■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡、合計■筆、■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、店舗を改築するための賃借権設定となっております。

申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、  
■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■字  
■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計3筆、■■■■㎡  
でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は、資材置場整備のための売買となっております。  
申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]㎡、[ ]字  
西[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ]㎡、合計2筆、[ ]㎡で  
ございます。

説明は以上です。

## 1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただ  
きたいと思います。5番海老原委員よりお願いします。

### 1. 海老原委員

1月7日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたしま  
す。メンバーは、先程、議案第1号で岡野委員から報告のあったメンバーと同じになり  
ます。

受付番号1番、地図は16ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]側になります。現地は、草刈等がされており、  
きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、  
容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メー  
トル以内に、「[ ]」、「[ ]」があるこ  
とから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、[ ]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を  
建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は17ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]側になります。現地は、草刈等がされており、き  
れいに管理されている状態でした。

申請者は、隣接地でコンビニエンスストアを運営しておりますが、駐車場が手狭なた  
め、申請地3筆、[ ]㎡を利用し、コンビニエンスストアを改築する計画となっ  
ております。

資金計画については自己資金で賄い、関係法令との調整も行っており、コンビニエン  
スストアを改築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、地図は18ページになります。

申請地は、[ ]の[ ]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、建設業を行っている法人の代表取締役で、現在使用している資材置場を移転することになったため、営業所の隣接にある申請地2筆、[ ]㎡を利用し、資材置場を整備し、法人に貸し付ける計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案の

とおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第４号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第４号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は2件となっております。19ページをご覧ください。

受付番号 1 番、申請地は、■■ 字 ■■■■■■■■■■ 番 ■、地目は登記、現況とも田、面積 ■■■■ m<sup>2</sup> でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積■■■■■■■■■■㎡、■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積■■■■■■■■■■㎡、合計2筆、■■■■■■■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。１０番榎田委員よりお願いします。

## 1. 榎田委員

1月7日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で岡野委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、2番は申請者が同一のため、一括して報告いたします。地図は20ページになります。

申請地は、[REDACTED]の西側、南西側になります。

今回提出されました改良計画の内容は、田畑転換するための申請になります。

搬入期間については、令和7年1月17日から5月31日までとなっております。

搬入土は、[ ]字[ ]番[ ]の造成工事の発生土を用いて盛土する計画になっており、搬入後は、ネギ、サツマイモの作付けを予定しております。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番、2番は申請者が同一でございますので、一括して審議します。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

#### 1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

#### 1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。21ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が89筆で、186,493.39㎡、畑が5筆で、8,206㎡、合計94筆、194,699.39㎡です。貸し手が40人で、借り手が21人となります。

次に更新案件ですが、田が48筆で、105,620㎡、畑が9筆で、11,626㎡、合計57筆、117,246㎡です。貸し手が18人で、借り手が8人となります。

合計では、田が137筆で、292,113.39㎡、畑が14筆で、19,832㎡、合計151筆、311,945.39㎡です。貸し手が58人で、借り手が29人となります。

権利の設定開始は、令和7年2月1日、令和7年3月1日からとなります。

詳細につきましては、22ページから29ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。

説明は以上です。

#### 1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。27ページの受付番号115番から142番は9番岡野委員、受付番号143番から151番は6番、私、中山が議事参与の制限となっております。

したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から114番までについて審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から114番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から114番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号115番から142番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

#### 1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号115番から142番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号115番から142番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号115番から142番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号143番から151番について審議いたしますが、6番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願いいたします。

（中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する）

1. 議 長（菊地会長職務代理者）

議案第5号の受付番号143番から151番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

（中山会長退席）

1. 議 長（菊地会長職務代理者）

それでは審議いたします。受付番号143番から151番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（菊地会長職務代理者）

質問がないようですので、採決いたします。議案第5号の受付番号143番から151番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議 長（菊地会長職務代理者）

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第5号の受付番号143番から151番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

（中山会長復席）

#### 1. 議 長（菊地会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっておりました、議案第5号の受付番号143番から151番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

（菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する）

#### 1. 議 長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

#### 1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。30ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が10筆で、18,045㎡です。貸し手が3人で、借り手が1団体となります。

次に更新案件ですが、田が11筆で、24,753㎡、畑が1筆で、1,620㎡、合計12筆、26,373㎡です。貸し手が3人で、借り手が1団体となります。

合計では、田が21筆で、42,798㎡、畑が1筆で、1,620㎡、合計22筆、44,418㎡です。貸し手が6人で、借り手が2団体となります。



権利の設定開始は、令和7年3月1日からとなります。

詳細につきましては、31、32ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

#### 1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第6号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

#### 1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても33ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が10筆で、18,045㎡です。貸し手が3人で、借り手が2人となります。

次に更新案件ですが、田が11筆で、24,753㎡、畑が1筆で、1,620㎡、合計12筆、26,373㎡です。貸し手が3人で、借り手が3人となります。

合計では、田が21筆で、42,798㎡、畑が1筆で、1,620㎡、合計22筆、

44, 418㎡です。貸し手が6人で、借り手が5人となります。

権利の設定開始は、令和7年3月1日からとなります。

詳細につきましては、34、35ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

#### 1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第7号についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

#### 1. 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

#### 1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は36ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が1件、谷井田地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が1件、駐車場整備のための所有権移転が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は37ページから43ページをご覧ください。

今回の合意解約は26件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが11件、耕作者変更のためのものが4件、農地法第3条申請のためのものが6件、利用権の再設定をするためのものが5件となっております。

報告は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、1月定例総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和7年1月10日

つくばみらい市農業委員会

議長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩